

## IV 計画の策定体制

### 鈴鹿亀山地区広域連合第6期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき鈴鹿亀山地区広域連合第6期介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するにあたり、同条第8項の規定により鈴鹿亀山地区広域連合第6期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、事業計画の策定に関することについて調査審議し、その結果を広域連合長に報告する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者

3 委員は、その職務を遂行するにあたっては、公正不偏の立場で調査審議をしなければならない。

4 委員は、職務上知りえた秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときはその委員を罷免することができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、介護保険課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。
- 3 鈴鹿亀山地区広域連合第5期介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成23年鈴鹿亀山地区広域連合告示第2号）は廃止する。

## 鈴鹿亀山地区広域連合第6期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	団体等
会長	貴島 日出見	学校法人 鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 教授
副会長	尾崎 郁夫	一般社団法人 鈴鹿市医師会 介護保険担当理事
委員	林 隆俊	一般社団法人 亀山歯科医師会 専務理事
委員	藤本 修嗣	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会 会長
委員	清水 浩二	鈴鹿市老人クラブ連合会 会長
委員	北野 真弘	鈴亀地区老人福祉施設協会 会長
委員	岩崎 清隆	鈴亀地区居宅介護支援事業所・介護支援専門員連絡協議会 会長
委員	中川 久子	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
委員	谷川 博子	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 委員
委員	渥美 秀人	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
委員	古川 鉄也	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 事務局長
委員	加藤 綾子	市民委員
委員	中井 恵美	市民委員
委員	田中 勢津子	鈴鹿亀山地区広域連合介護相談員

---

## 鈴鹿亀山地区広域連合 第6期介護保険事業計画

発行／鈴鹿亀山地区広域連合

発行年月／平成27年4月

編集／鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-369-3201 FAX 059-369-3202

E-mail skkaigo@mecha.ne.jp

---